



欧州連合(EU)における知的財産権と企 業実績

企業レベルの分析レポート(2021年2月)

レポートの概要



レポートの概要

欧州連合知的財産庁(European Union Intellectual Property Office、EUIPO)の一組織である「知的財産権の侵害に関する欧州監査部門(European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」(欧州監査部門)が担当する任務の中には、欧州連合(EU)の経済活動において、知的財産権が与える影響、知的財産権の役割、および知的財産権に関する一般大衆の認識に関して根拠に基づいたデータを提供するという任務があります。この任務における目的を遂行すべく、欧州監査部門は社会経済的研究のプログラムに取り組んでいます。

同様に、欧州特許庁(EPO)の「戦略計画 2023」では、利害関係者の中で増大する需要を満たし、欧州における特許制度とその発展が与える影響に関する認識を深めてもらうことを目的とした経済調査の実施にも力を入れています。

2013 年、この 2 つの機関は、EU 全体と各 EU 加盟国それぞれの経済活動に対して、様々な種類の知的財産権(IPR)を集中的に活用している業界の複合的な貢献度を評価する共同調査を発表しました 1 。この調査は 2016 年に実施されましたが、2019 年にも再度行われ、最新の情報が反映されています 2 。2019 年版の主な調査結果の中には、IPR を平均以上に活用している業界は、EU における雇用の 29%と国内総生産(GDP)45%に貢献しているという結果があり、この割合は前回行った 2016 年の調査から上昇しています。

本レポートは、127,000 社を超える欧州企業から収集した大規模な代表標本を分析し、IPR を所有している企業と IPR を所有していない企業の経済的成果を比較して、IPR の役割について詳しく調査を行った追跡調査の結果を示すものです。2015 年、EUIPO(当時は欧州共同体商標意匠庁、OHIM)は、IPRを所有する企業のほうが、IPRを所有していない企業よりも従業員 1 人あたりの収益も賃金も高いことを示した同様の調査3を発表しました。 EPO と EUIPO による本共同調査は、2015 年に EUIPO が実施した調査の更新版ですが、データと方法論が改善されています。加盟国 12 か国のデータに基づいていた前回の調査に対し、最新版となる本調査には、全加盟国 28 か国4にある企業から取得したデータが使用されています。

本調査で取り扱う IPR は、特許権、商標権、および意匠権(またはこれら 3 つの組み合わせ)です。 業界レベル調査の一部であった著作権、植物品種保護権、および地理的表示については、その性質 上、本レポートには含まれません。5一方で、本調査には EU の IPR だけでなく、調査結果の向上に

¹ 「知的財産権集約型産業:欧州連合における経済実績および雇用への貢献(Intellectual property rights intensive industries: Contribution to the economic performance and employment in the European Union)」。業界レベルの分析レポート(2013 年 9 月)。

² 「欧州連合における知的財産権集約型産業と経済的成果(Intellectual property rights intensive industries and economic performance in the European Union)」。業界レベルの分析レポート(2016 年 10 月)。「欧州連合における知的財産権集約型産業と経済的成果(第 2 版)(Second edition; IPR-intensive industries and economic performance in the European Union.)」。業界レベルの分析レポート(2019 年 9 月)。第 3 版

³ 「欧州における知的財産権と企業業績:経済分析 (Intellectual property rights and firm performance in Europe: an economic analysis)」。企業レベルの分析レポート(2015 年 6 月)。

⁴ 英国は 2020 年 1 月に EU 離脱。ただし、本調査の対象期間は 2007~2019 年で、当時英国が加盟国であったことから、英国内にある 企業に関するデータも含まれています。

⁵ 著作権は常に登録されているわけではなく、地理的表示は個々の企業別に登録されていないため、企業レベルにおける IPR の所有権 に関するデータは存在しません。植物品種保護権は、EUIPO が実施している別の調査プロジェクトの対象となっています。

つながる重要なデータとなる各加盟国のIPRも含まれており、EUと各加盟国内にある各企業のIPRポートフォリオに関する全体像を提供します。

IPR ポートフォリオに関する各企業のデータについては、商用データベース「Orbis」にある情報との照合を行いました。このデータベースは、欧州企業数百万社の財務情報をはじめとした各種情報を提供しており、商業登記を行っている EU 加盟国内の企業が作成した書類や会計報告書から収集しています。この調査では、特許権、商標権、意匠権の正式所有者として登記されている企業に関する財務情報などの情報を使用しています。企業が大規模なグループ企業の一組織である場合は、IPR の正式所有者ではない場合があります(その場合、本社が正式な所有権を保持しています)が、商業活動で IPR を使用している場合があります。

企業の経済的な実績を評価する方法は様々あります。データに関する制約と、前年同期との比較の必要性(統計結果で示された企業規模での影響を排除する)があるため、企業業績の主な指標には「従業員 1 人あたりの収益」が使われています。

データセットについては、標本が EU 企業の母集団を表すように作成しました。これにより、IPR を所有している企業と所有していない企業の業績を比較しながら、企業の所在国、業種、規模などの関連した要因を管理できるようになります。これまでの経験から、このデータセットが網羅する範囲は、この種のデータ源で現在使用できる他のデータ源が網羅する範囲よりもかなり広範になるので、確実で典型的な結論を出す上で十分な規模の標本を確保しています。

<u>政策は</u>この調査の範囲ではないため、<u>政策</u>に関する推奨事項は行いません。その代わりに、<u>政策立</u> <u>案者</u>が業務で使用でき、ヨーロッパの一般市民、特に中小企業の中で知財に関する意識を高めても らうための基礎としての役割を果たす根拠を提供します。

方法論

使用したデータについては、2種類の調査方法を使用して分析しました。

最初に使用した方法は記述統計学で、IPR の所有者と非所有者の違いを財務状況の観点から説明するために使用しました。違いの統計的有意性について分析しました。この分析結果については、第4章で説明しています。

データの計量経済分析に関する調査結果については、第 5 章で報告しています。これにより、企業が持つ IPR 所有権とその財務業績との間にある関連性を詳しく調べることができます。厳密に言うと、因果関係は証明できませんが、使用できるデータについて考慮すると、計量経済分析により、調査者は財務業績に与える付加的要因を管理し、IPR 所有権と企業業績との間にある関連性を「分離」できます。分析結果では、個々の企業レベルにおける IPR の所有権と財務業績との間には、体系的で肯定的な関連性があると強く示唆しています。

主な調査結果

表 E1 は、標本となった企業の直近数年における財務変数と企業変数をまとめたものです。

表 E1: IPR 所有別変数選択の平均値(2015~2018 年)

		従業員数	従業員1人あた りの収益 (ユーロ '000/ 年)	従業員1人あたりの賃 金 (ユーロ'000/年)
IPR非所有者		5.1	148.6	29.8
IPR所有者	いずれかのIPR	13.5	178.6	35.6
	非所有者との差(%)	163.8%	20.2%	19.3%
	特許権所有者	28.7	202.4	45.5
	非所有者との差(%)	460.1%	36.3%	52.6%
	商標権所有者	13.5	179.6	35.0
	非所有者との差(%)	164.3%	20.9%	17.4%
	意匠権所有者	29.1	196.3	38.7
	非所有者との差(%)	467.9%	32.2%	29.7%

注:上記の数値は、127,199 社の企業から入手できる結果に基づいています。すべての差は、1%レベルで統計的に有意となります。「全 IPR 所有者」グループは、少なくとも特許権、商標権、意匠権、またはこれらの組み合わせを所有する企業として定義されています。「特許権所有者」、「商標権所有者」、および「意匠権所有者」グループは、これら特定の IPR の内、少なくとも 1 つを所有する企業として定義されています。多くの企業がこれら 3 種類の権利をすべて所有しているため、個々の IPR の所有者は重複しています。

表 E1 で示しているように、従業員数で評価した場合、IPR を所有している企業のほうが所有していない企業よりも多くなる傾向があります(平均従業員数 13.5 人対 5.1 人)。このため、財務業績の指標となる収益、利益、賃金などは、従業員 1 人あたりの金額が算出されます。

したがって、IPR を所有している企業は所有していない企業よりも、従業員 1 人あたりの収益が平均で 20%高くなっています。個々の IPR に関して言うと、IPR を所有している企業が経験する平均的な業績プレミアムは、特許権で 36%、商標権で 21%、意匠で 32%となっています。

表 E1 では、IPR を所有している企業は所有していない企業よりも平均で 19%高い賃金を支払っていることもわかります。ここで、最も顕著な結果を示しているのは、特許権所有者(53%)であり、次に意匠権所有者(30%)と商標権所有者(17%)が続きます。商標権所有者と意匠権所有者と比較すると、特許権所有者は従業員 1 人あたりの収益と賃金の両方の観点において、平均的に企業と従業員に最も高い報酬を生み出す IPR タイプと言えます。これはまた、国民総生産、雇用、賃金、および国際貿易に関して、EU 経済に対する知的財産権集約型産業の貢献度を調査した業界レベルの知的財産貢献度調査(EPO/EUIPO, 2019)の結果とも一致しています。この調査では、特許集約型の産業においても、賃金プレミアムが最も高いことがわかりました。

表 E2 では、知的財産権集約型の企業が最も多い部門は情報通信で、この部門に該当する企業の 18%が知的財産権を所有しており、次いで製造業が続き、14%の企業が知的財産権所有者で、そしてその他のサービス業(14%)が続きます。専門サービス企業(「専門・科学・技術サービス業」)についても、知的財産権集約型の企業が比較的多いです(この産業に該当する企業の 13%が知的財産権を所有)。

中小企業が標本企業 (調査対象企業) の大多数を占めていることを考えると (欧州企業の母集団における場合と同じように)、各国間における知的財産権所有者の全体的な分布は、中小企業の結果と類似しています。知的財産権所有者の数が最も多いと思われるのは、マルタ、ポルトガル、キプロス、ドイツ、オーストリア、スペイン、フランス、ポーランド、および英国の企業です。これらの国では、全中小企業の 10%以上が 3 つの知的財産権のうち、少なくとも 1 つを所有しています。

表 E2: IPR 所有上位 10 位の欧州共同体経済活動統計分類(NACE)の区分6

NACE 区分	IPR の所有権
	(%)
J: 情報通信業	17.67
C:製造業	14.42
S: その他のサービス業	14.4 <u>0</u>
M:専門・科学・技術サー ビス業	12.97
N:管理・支援サービス業	10.66
E:水供給・下水処理並びに 廃棄物管理及び浄化活動	9.6 <u>0</u>
G: 卸売・小売業並びに自動 車及びオートバイ修理業	8.95
<u>D:電気・ガス・蒸気及び空</u> 調供給業	5. <u>90</u>
L:不動産業	5. <u>75</u>
I: 宿泊・飲食サービス業	5.51

注意:この表は、NACE の各区分を表す企業の総数における IPR 所有者の割合を示しています。標本に 100 社以上の企業がある NACE 区分のみを記載しています。

第 5 章に示した計量経済分析により、知的財産権の所有による効果については、企業の規模や事業を行っている国や部門などといった、その他の要因から分離することができます。以下に示す表 E3 に要約した結果から、知的財産権の所有と経済的成果との間には明らかな関連性があり、知的財産権所有者における従業員 1 人あたりの収益が非所有者よりも 55%高いことが確認できます。この結果は、この調査における重要な結果の 1 つと考えられます。

また、この分析では、中小企業においてこの関連性が特に顕著であることも示しています。⁷知的財産権を所有している中小企業における従業員 1 人あたりの収益が、知的財産権を全く所有していない中小企業よりも 68%高くなっています。そのため、欧州にある中小企業の大多数は知的財産権を所有していませんが、知的財産権を所有している企業の場合、従業員 1 人あたりの収益が大幅に高

⁶ 欧州共同体経済活動統計分類(NACE:「Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne」)は 1970 年に初版が発行された、欧州委員会が使用する経済活動の分類です。現在、この分類の法的根拠は、経済活動の統計分類を定める 2006 年 12 月 20 日付欧州議会および理事会規則(EC)No 1893/2006 – NACE 改訂 2 です。

⁷中小零細企業の定義に関する 2003 年 5 月 6 日付委員会勧告 (2003/361/EC) の附属書第 2 条において、従業員数 250 人未満で、売上高 5,000 万ユーロおよび/または年度貸借対照表の合計が 4,300 万ユーロを超えない企業を中小企業と定義しています。

くなります。大企業の場合、従業員 1 人あたりの収益は、知的財産権所有者のほうが非所有者よりも 18%高くなっています。ここで、この分析では、欧州にある大企業 10 社のうち約 6 社が知的財産権を所有している一方で、従業員 1 人あたりの収益が高いという関連性は中小企業の場合ほど顕著ではないことを示しています。

表 E3: 計量経済分析の主な結果

	IPR所有者とIPR非所有者における従業員1人 あたりの収益の差
大企業	+18%
中小企業	+68%
合計	+55%

注:合計 120,983 社の結果に基づいています。差は 99%の信頼水準で統計的に有意です。

第 5 章の計量経済分析ではさらに、企業の業績が上昇するかどうかは、所有している知的財産権の種類と組み合わせに依存することも示しています。従業員 1 人あたりの収益が最も高くなる組み合わせは、商標権と意匠権の組み合わせ、および特許権、商標権、意匠権の組み合わせに連関しており、業績プレミアムはそれぞれ 63%と 60%となっています。特許権のみを所有している企業の従業員 1 人あたりの収益は 43%高く、商標権のみを所有している企業は 56%、意匠権のみを所有している企業は 31%、特許権と商標権を所有している企業は 58%、そして特許権と意匠権を所有している企業は 39%となっています。

考察とまとめ

この調査で示された分析では、様々な種類の知的財産権の所有と、従業員 1 人あたりの収益および 平均支払賃金で測定される企業業績との間に強い肯定的な関連性があることが確認されました。こ の調査結果は、前回行われた 2015 年の調査、業界レベルにおける知的財産権の貢献度に関する調 査、および高成長企業に関して 2019 年に実施した調査 (EPO/EUPO, 2019) と一致しており、知 的財産権に関する企業の活動とその後数年間に高成長を達成する可能性との間には明らかに関連性 があることがわかりました。

これらの調査から得た結果は、他の全ての統計分析と同様、注意して解釈する必要があります。得られた結果は、企業に対して知的財産権のさらなる活用を促しているもので、業績が向上するという決定的な証拠にはなりません。この調査では、知的財産権を所有する企業と(従業員 1 人あたりの収益で測定される)その業績との間には明らかに関連性があることがわかりました。実際には、知的財産権の所有と企業業績との間にある関連性が機能するメカニズムがいくつかあるかもしれません。ただし、使用できるデータについて考えると、これらを分析で解き明かすことはできません。

知的財産権の所有と経済的成果との間に存在する肯定的な関連性は、中小企業で特に顕著です。同時に、標本企業(調査対象企業)となっている中小企業の9%未満が、この調査で対象にしている3種類の知的財産権のうち1つを所有しています。取得している企業数が少ない理由については、欧州中小企業に関する EUIPO 調査(EUIPO、2019年)で調査しています。この調査(および2016年実施の前回版)では、中小企業が直面している障壁には、知的財産権に関する知識の欠如、登録手続きが複雑で費用がかかるという認識、そしてこれらの権利を実施する際にかかる費用が高いと

いうことなどが挙げられており、中小企業にとって特に負担になることが示されています(EUIPO、2017年)。EPOとEUIPOでは、この点と欧州経済における中小企業の重要性を考慮して、EPOの「戦略計画 2023」、EUIPOの「戦略計画 2025」、中小企業プログラム、および 2020 年の初めに策定された欧州委員会の中小企業戦略(EC、2020年)に従い、欧州の中小企業が自社のイノベーションと知的財産を最大限に活用できるよう、知的財産事務局としてこのような懸念事項に対処する措置を講じています。